**刑法改正及び撮影罪新設に伴う**

**大阪府青少年健全育成条例の改正に係る**

**提　言**

**令和５年12月18日**

**大阪府青少年健全育成審議会**

目　　次

２

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

２

２

２　刑法改正（刑法第176条、第177条、第182条）＜本条例に関連する内容＞・・

1. 不同意わいせつ罪（刑法第176条）・不同意性交等罪（刑法第177条）・・・・

の成立要件の明確化・具体化

ア　改正の趣旨

イ　改正の内容

（２）性交同意年齢の引上げ（刑法第176条、第177条）・・・・・・・・・・・・・３

ア　改正の趣旨

イ　改正の内容

４

（３）面会要求等罪（刑法第182条）【新設】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　ア　新設の趣旨

　　イ　面会要求等罪の内容

４

３　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的・・・・・・・

な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

４

４

1. 新設の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 処罰対象行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

５

５

９

９

12

４　条例改正の検討内容及び改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（１）改正を要する条項（１）：条例44条第１項第１号、第６号、第７号・・・・・

（２）改正を要する条項（２）：条例第13条第３項・・・・・・・・・・・・・・・

（３）改正の検討の余地があると考えられる条項（１）：条例第42条の２・・・・・

（４）改正の検討の余地があると考えられる条項（２）：条例第56条第３項・・・・

（５）改正を要しないと考えられる条項：条例第39条・・・・・・・・・・・・・・13

13

13

14

５　今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（１）条例改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（２）被害防止に向けた取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

15

６　おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

16

16

■大阪府青少年健全育成審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

■大阪府青少年健全育成審議会特別部会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・

１　はじめに

　　近年の性犯罪をめぐる状況に鑑み、これに適切に対処するため、令和５年６月23日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和５年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和５年法律第67号）が公布された。

この刑法改正等により、青少年の未熟さ・立場の弱さを利用した性犯罪から青少年を守るため、いわゆる性交同意年齢の引上げ等が行われた。

これを踏まえ、大阪府では、大阪府青少年健全育成審議会特別部会（以下「特別部会」という。）を設置し、大阪府青少年健全育成条例（以下「条例」という。）について検討を重ね、条例の改正の方向性等を取りまとめたので、大阪府に提言を行うものとする。

２　刑法改正（刑法第176条、第177条、第182条）＜本条例に関連する内容＞

1. 不同意わいせつ罪（刑法第176条）・不同意性交等罪（刑法第177条）の成立要件

の明確化・具体化

ア　改正の趣旨

性犯罪の本質的な要素は「自由な意思決定が困難な状態で行われた性的行為」であることとされ、これに当たるか否かが問題となるところ、これについて、改正前は、「暴行」・「脅迫」、「心神喪失」・「抗拒不能」といった要件によって判断されてきた。

しかし、これらの要件の解釈により犯罪の成否の判断にばらつきが生じ、事案によっては、本来処罰されるべき行為が処罰されない余地があるのではないか等の問題が指摘されていた。

そこで、これらの要件を改め、性犯罪の本質的な要素を「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態」と表現して統一的な要件とするとともに、被害者がそのような状態にあったかを判断しやすくするため、その原因となり得る行為や事由を具体的に列挙することとされた。

　　これは、改正前の強制わいせつ罪・強制性交等罪等が本来予定していた処罰範囲を拡大するものではないが、改正前より処罰範囲が明確になったため、本来処罰されるべきであった行為がより的確に処罰されるようになると考えられる。

イ　改正の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 改正前 | 暴行又は脅迫を用いて／心神喪失又は抗拒不能に乗じて | 　　 | わいせつな行為 | 強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪 |
| 性交等（※１） | 強制性交等罪・準強制性交等罪 |
| ※１　性交、肛門性交、口腔性交 |
|  |
| 改正後 | 以下の（ア）又は（イ）により |  | わいせつな行為 | 不同意わいせつ罪 |
| 性交等（※２） | 不同意性交等罪 |
| ※２　※１に「膣・肛門に身体の一部（陰茎を除く）・物を挿入する行為であってわいせつなもの」が追加 |

（ア）①～⑧のいずれかの行為・事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ、又は、相手がそのような状態にあることに乗じて行うこと（刑法第176条第１項、第177条第１項）

1. 暴行・は脅迫
2. 心身の障害
3. アルコール・薬物の摂取・影響
4. 睡眠その他の意識不明瞭
5. 同意しない意思を形成・表明・全うするいとまの不存在　（例）不意打ち
6. 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕　（例）フリーズ状態
7. 虐待に起因する心理的反応　（例）虐待による無力感・恐怖心
8. 経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮

　（例）上司・部下、教師・生徒などの立場ゆえの影響力によって不利益が生じることを不安に思うこと

（イ）わいせつな行為でないと誤信させたり、人違いをさせたりすること、又は、相手がそのような誤信をしていることに乗じて行うこと（刑法第176条第２項、第177条第２項）

＊原因行為・事由についての改正であり、その結果行われる性的行為（「わいせつな行為」、「性交等」）については（前記※２の追加部分を除き）変更なし

（２）性交同意年齢の引上げ（刑法第176条第３項、第177条第３項）

ア　改正の趣旨

性犯罪の本質的な要素が「自由な意思決定が困難な状態で行われた性的行為」であるとすると、自由な意思決定の前提となる能力が十分に備わっていない者に対しては、性的行為（わいせつな行為、性交等）をしただけで、その者の性的自由・性的自己決定権は侵害されると考えられる。

　13歳未満の者については、そのような能力のうち、①「行為の性的意味を認識する能力」が備わっていないと考えられることから、13歳未満の者に対して性的行為をすれば、そのことだけで強制わいせつ罪・強制性交等罪が成立する、つまり、法定の原因行為・事由（暴行、脅迫など）は不要とされてきた。

　しかし、自由な意思決定の前提となる能力としては、①の能力だけでなく、②「行為の相手との関係で、その行為が自分に与える影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手に対処したりする能力」も必要であると考えられる。

13歳以上16歳未満（中学生くらいの年齢層）の者は、①の能力が一律にないわけではないものの、②の能力が十分に備わっているとはいえず、相手との関係が対等でなければ、性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力に欠けると考えられることから、性交同意年齢が「13歳未満」から「16歳未満」に引き上げられた。

イ　改正の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 相手が13歳未満の者である場合、原因行為・事由は不要 |
| 改正後 | 相手が13歳未満の者である場合、又は、相手が13歳以上16歳未満の者で、行為者が５歳以上年長である場合（※３）、原因行為・事由は不要（刑法第176条第３項、第177条第３項） |
| ※３　行為者が５歳以上年長者である場合とされた理由刑罰の謙抑性の観点から、13歳以上16歳未満の者との関係で絶対に対等な関係はあり得ないといえるような年長者による性的行為を一律に処罰対象とするため、心理学的・精神医学的知見も踏まえ、５歳以上年長の者による性的行為を処罰することとされた。 |

（３）面会要求等罪（刑法第182条）【新設】

　ア　新設の趣旨

16歳未満の者は、性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力に欠けるため、性犯罪の被害に遭う危険性が高い。

16歳未満の者が性被害に遭うのを防止するため、実際の性犯罪に至る前の段階であっても、性被害に遭う危険性のない保護された状態を侵害する危険を生じさせる行為や、これを現に侵害する行為を新たに処罰することとされた。

　イ　面会要求等罪の内容

成立要件：16歳未満の者に対し、以下の（ア）から（イ）の行為（相手が13歳以上16歳未満の者であるときは、行為者が５歳以上年長の場合）

（ア）わいせつの目的で、①～③までのいずれかの手段を用いて面会を要求（刑法第182条第１項）

① 威迫・偽計・誘惑

② 反復

③ 利益供与又はその申込み・約束

（イ）（ア）の結果、わいせつの目的で面会（刑法第182条第２項）

（ウ）性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態など

をとってその映像を送信することを要求（刑法第182条第３項）

３　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に

係る電磁的記録の消去等に関する法律（以下「新法」という。）

（１） 新設の趣旨

　　　人の意思に反して性的な姿を撮影したり、それによって生まれた記録を第三者に提供したりすると、そのような記録の存在・拡散等により撮影時以外の機会に他人にそれらを見られる危険が生じ、ひいては、不特定・多数の者に見られるという重大な事態が生じる危険がある。

　　　盗撮行為については、従来、各都道府県の迷惑防止条例や、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童買春等処罰法」という。）の児童ポルノ製造罪（ひそかに児童ポルノを製造する罪）などにより処罰対象とされてきたが、迷惑防止条例は都道府県ごとに処罰対象が異なり、児童ポルノ製造罪は保護の対象が児童のみであることから、これらの条例や法律だけでは対応しきれない事例が存在した。

　　　そこで、そのような事例を含めて、意思に反して自分の性的な姿を他の機会に他人に見られない権利・利益を守るため、意思に反して性的な姿を撮影したり、これにより生まれた記録を提供したりする行為などを処罰することとされた。

（２） 新法の規定内容

　ア 性的姿態等撮影罪（第２条）（３年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）

1. 正当な理由がないのに、ひそかに、性的姿態等（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為·性交等がされている間における人の姿態）を撮影
2. 不同意性交等罪の規定と同様の行為·事由により、同意しない意思を形成·表明·全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性的姿態等を撮影
3. 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、性的姿態等を撮影
4. 正当な理由がないのに、16歳未満の者の性的姿態等を撮影（＊）

＊当該16歳未満の者が13歳以上である場合には、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が撮影する場合

 イ　性的影像記録提供等罪（第３条）

1. 撮影罪又は記録罪に当たる行為による性的姿態等の画像（性的影像記録）を提供 （３年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）
2. 性的影像記録を不特定·多数の者に提供又は公然と陳列 （５年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金）

 ウ　性的影像記録保管罪（第４条）（２年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金） 提供又は公然陳列の目的で、性的影像記録を保管

 エ　性的姿態等影像送信罪（第５条）（５年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金） 不特定·多数の者に、撮影罪の①から④までと同様の方法で、性的姿態等の影像を送信（ライブストリーミング)

 オ　性的姿態等影像記録罪（第６条）（３年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）撮影罪の①から④までと同様の方法で影像送信された性的姿態等の影像を、情を知って記録

４　条例改正の検討内容及び改正について

1. 改正を要する条項（１）：条例44条第１項第１号、第６号、第７号

（子どもの性的虐待の記録に係る努力義務）

第44条　事業者及び保護者は、次の各号のいずれかに該当する青少年に対する性的虐待に係る行為の全部又は一部を視覚により認識することができる方法により描写した写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体その他の物（以下「子どもの性的虐待の記録」という。）を製造し、及び販売しないよう努めなければならない。

一　刑法（明治40年法律第45号）第176条から第179条までの規定に該当する行為

二～五（略）

六　13歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為

七　13歳以上18歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為

　ア　条例第44条第１項第１号

（ア）刑法第178条の削除

　　　　刑法改正により、刑法178条の準強制わいせつ罪・準強制性交等罪が同第176条及び第177条の不同意わいせつ罪・不同意性交等罪に統合され、同第178条は削除されたことから、条例第44条第１項第１号の改正について検討を要する。

＜考察＞

　　　　刑法改正に伴う刑法第178条削除に応じ、規定を整備する必要がある。

　イ　条例第44条第１項第６号、第７号

（ア）性交同意年齢の引上げ

 　条例第44条第１項第６号及び第７号 の「13歳」は、改正前の刑法の性交同意年齢が13歳とされていたことを踏まえたものである。

　　　　刑法改正により性交同意年齢が16歳に引き上げられたことから、両号の「13歳」を「16歳」に引き上げるか否かの検討を要する。

＜考察＞

条例第44条は、児童買春等処罰法による児童ポルノの製造等の処罰では、子どもの保護の点で不十分であることから（※４）、被写体となる「子どもを守る」という観点から、「子どもの性的虐待の記録」を製造、販売、所持しない努力義務を定めたものである。

※４　児童ポルノに該当する児童の姿態は、①性交又は性交類似行為に係る児童の姿態、②性器等を触る行為に係る児童の姿態であって、性欲を興奮させ又は刺激するもの、③衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、ことさらに児童の性的な部位（性器若しくはその周辺部、臀部又は胸部）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するものに限定されていることから、例えば、着衣の上からわいせつな行為をされる児童の姿態や、衣服を着た状態で陰部や臀部が強調された児童の姿態は、児童ポルノに該当しない。しかし、このような姿態の写真等の製造等を放置することは、子どもの保護という観点からは、看過し得ないことであると考えられる。

性交同意年齢の引上げの趣旨は、16歳未満の者は「行為の相手との関係で、その行為が自分に与える影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手に対処したりする能力」が十分に備わっておらず、相手との関係が対等でなければ、性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力に欠けることから、16歳未満の者を相手とする場合には、その者の同意の有無・有効性を問わず、不同意わいせつ罪・不同意性交等罪が成立するとされた点にある（→ 前記２（２））。

また、16歳未満の者はこの能力に欠けることから、刑法改正により、16歳未満の者に対する面会要求等罪が新設されるとともに（→ 前記２（３））、新法により、16歳未満の者を対象として性的姿態等を撮影する行為がその態様・方法を問わず一律に処罰されることとなった（→ 前記３）。

このような改正後の刑法等の考え方や、被写体となる「子どもを守る」という条例第44条の趣旨に照らせば、条例第44条第１項第６号及び第７号の「13歳」については、これを「16歳」に引き上げるのが相当であると考えられる。

（イ）条例第39条第１項第２号及び第44条第１項第７号の性犯罪等＜本体行為＞にいたる意思の形成・決定「困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段」に係る要件の相違

（淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第39条　何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

一（略）

二　青少年に対し、威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として性行為又はわいせつな行為を行うこと。

三（略）

淫らな性行為及びわいせつな行為（条例第39条）及び性的虐待に係る行為（条例第44条第１項第７号）＜本体行為＞を行う意思の形成・決定に係る要件「威迫し、欺き、若しくは困惑させること」における「その他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い」の相違について検討を要する。

＜考察＞

条例第39条第１項第２号の改正は、大阪府青少年健全育成審議会から「青少年の未成熟さを考慮し、青少年を性的欲望の対象として扱っているような事例にまで規制の範囲を広げ、いわゆる淫行処罰規定についての最高裁昭和60年10月23日大法廷判決（以下「最高裁判決」という。）に準じるなどして、構成要件を緩和すべき」との提言を令和元年12月５日に受けたことを踏まえ、改正前には規制範囲に含まれていなかった＜青少年が拒否できない状況で行われる性行為等＞のうち、「当該青少年の未成熟に乗じた」不当な手段を用いて行われた場合を新たに規制対象に含めたもので、その限度で規制範囲を拡大し、その範囲を明確化したものである。

この改正の目的（青少年が拒否できない状況で行われる場合も規制範囲に含めて青少年の保護を厚くするという目的）は、第44条の性的虐待にも同様に当てはまる。そこで、条例第39条第１項第２号の性犯罪及び第44条第１項第７号の性的虐待について、両条ともに被害者における性犯罪・性的虐待の＜本体行為＞にいたる意思の形成・決定の要件であることから、条文の整合性を図る必要があると考えられる。

なお、最高裁判決では、18歳未満の青少年の性的な判断能力について、個別具体的に見ると十分ではない場合があると考えられている。他方、改正刑法により性交同意年齢が16歳未満に引き上げられたが、これは、性的な判断能力には個人差があることを前提にしつつ、一般的・類型的な評価として、16歳未満の者には性的な判断能力が十分に備わっていないと一律にみなすものであり、16歳以上であれば性的な判断能力が備わっているとしたものではない。16歳以上の青少年の性的な判断能力についての国の考えは、現在も、最高裁判決の上記考えであり、16歳以上の青少年については性的な判断能力が未熟な場合があるという理解は、刑法と矛盾しない。

また、条例第39条第1項第２号では、「又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として性行為又はわいせつな行為を行うこと」も規定されているが、「単に自己の性的欲望を満足させるための対象として」の部分は、最高裁判決を参考に、真剣交際の下で行われた性交を対象としないことを明示するために規定されたものである。第44条第1項第７号においては、事業者及び保護者が努力義務の主体であることから、真剣交際に係るこの部分は規定する必要がないと考える。

（ウ）不同意わいせつ（刑法第176条）及び不同意性交等（刑法第177条）において13歳以上16歳未満の者に対する５歳差の要件

　　　　青少年を保護する観点から、５歳差の要件を設けることについて検討を要する。

＜考察＞

性犯罪の本質的な要素は、「自由な意思決定が困難な状態で行われた性的行為」であり、13歳以上16歳未満の人は、相手との関係が対等でなければ、性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力に欠けると考えられる。

　　　一般的に、相手との年齢差が大きくなればなるほど、社会経験などの差によって対等ではなくなっていくと考えられる上、本条項の努力義務の主体は、青少年と対等な関係にないと考えられる「事業者及び保護者」に対する「努力義務」であることから、５歳差の要件設定がなじまないと考えられる。

　　　　なお、条文改正に際しては、刑法第176条第３項及び第177条第３項は、被害者が13歳以上16歳未満の者であるときは、「行為者が５歳以上年長者」である場合に限り処罰することとしているが、条例第44条第１項第１号の「刑法第176条第３項及び第177条第３項の規定に該当する行為」については、このような「行為主体の限定はない」と解される。その理由として、第１に、この限定は、「行為の限定」ではなく、「行為主体の限定」であること（５歳以上年長者でない者による16歳未満の者に対するわいせつな行為がおよそ一律に違法でないとされているわけではないこと）、第２に、この「行為主体の限定」は、刑罰の謙抑性（刑罰は、国家的制裁のうち、最も峻厳なものであることから、これを制裁手段として用いるのは、できるだけ控えるべきだという刑法上の原則）を理由とするものであり、この理由は、努力義務を課すにとどまる本条には当てはまらないと考えられることが挙げられる。

＜参考：委員の意見＞

　　・青少年保護の観点から、年齢を引き上げるべき。

・条例改正に異論はないが、本条例に関連する児童買春等処罰法第３条に「適用上の注意」の記載があるが、条例の適用について、同様に気をつけていただきたい。

（２）改正を要する条項（２）：条例第13条第３項

（有害な図書類の指定）

第13条

一イ－ニ（略）

ホ　強姦その他のりょう辱行為を表現するもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

二・三（略）

２（略）

一イ（略）ロ（１）（２）（略）

（３）強姦若しくは強姦を明らかに連想させる行為又は強制わいせつ行為

　「強姦」及び「強制わいせつ行為」を「刑法第177条の規定に該当する行為（不同意性交等）」及び「刑法第176条の規定に該当する行為（不同意わいせつ行為）」に改正

　　刑法改正により、不同意わいせつ罪（第176条）及び不同意性交等罪（第177条）

　の成立要件が明確化・具体化されたことに伴い、本条例における行為の規定に関する改正について検討を要する。

＜考察＞

　　　　青少年の保護の観点から、刑法改正により明確化・具体化された不同意わいせつ罪（第176条）及び不同意性交等罪（第177条）の規定に該当する行為に改正することを要すると考えられる。

（３）改正の検討の余地があると考えられる条項（１）：条例第42条の２

（青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第42条の２　何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春・児童ポルノ禁止法第２条第３項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。)の提供を求めてはならない。

【参考】

罰則：条例第56条第１項第３号

三　第42条の２の規定に違反した者であって、次のいずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処せられる。

イ　（略）

ロ　当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を求めた者

＊ただし、青少年に対しては、罰則は適用されない（条例第61条）。

ア　姿態の拡大及びそれに伴う対象年齢の引上げ

条例第42条の２は、いわゆる「自画撮り被害」（画像拡散による被害）を未然に防ぐため、送信させることを含む製造等の前段階である児童ポルノ等の提供要求行為を規制するものである。すなわち、児童ポルノに当たる姿態を自画撮りさせて送信させた場合には、児童買春等処罰法第７条第４項の児童ポルノ等製造罪が成立し、これにより処罰されるが、その前段階である児童ポルノ等の送信を要求する行為は、同法の処罰対象とされていない。そこで、条例第42条の２により、児童ポルノ等の送信要求行為を含む提供要求行為を禁止するとともに、条例第56条第３号により、これに当たる行為の一部を処罰することとしたものである。

他方、刑法改正により新設された16歳未満の者に対する面会要求等の罪では、16歳未満の者に対し、児童ポルノ等に該当する児童の姿態（性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態、膣又は肛門に〔陰茎を除く〕身体の一部又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位を露出した姿態）の写真等を撮影して送信するよう要求する行為のほか、児童ポルノ等に該当しない児童の姿態（〔性器等以外の〕性的な部位〔性器等の周辺部、臀部、胸部〕を触り又は触られる姿態で、わいせつなもの）の写真等を撮影して送信するよう要求する行為が処罰対象に含まれている（刑法第182条第３項）。

【条例第42条の２及び刑法第182条第３項に係る姿態の比較】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 姿態の内容 | 条例第42条の２＜児童ポルノ等＞（対象：18歳未満の者） | 刑法第182条３項（対象：16歳未満の者） |
| 性交又は性交類似行為に係る姿態 | ○ | ○ |
| 性器等（性器、肛門、乳首）を触る行為に係る姿態 | ○ | ○ |
| 性的な部位（性器等、性器等の周辺部、臀部、胸部）が露出又は強調された姿態 | ○衣服の全部又は一部を着けない姿態 | ○ |
| 性的な部位（性器等以外）を触る行為に係る姿態で、わいせつなもの | × | ○ |

刑法第182条の目的は、16歳未満の者が実際に性犯罪の被害に遭うのを未然に防ぐことにあり（→ 前記２（３）ア）、条例第42条の２の目的（画像拡散による被害の未然防止）と完全に一致するものではないが、刑法第182条が「性的な部位を触り又は触られる姿態」を含めていることに注目し、これを契機として、青少年の「性的な部位（性器等以外）を触り又は触られる姿態（で、わいせつなもの）」の画像の拡散を未然に防ぐこと、そのために条例第42条の２の客体に（児童ポルノ等に該当しない）青少年の「性的な部位（性器等以外）を触り又は触られる姿態（かつ、わいせつなもの）（以下「児童ポルノ等に該当しない姿態」という。）」に係る電磁的記録等を追加することについて検討を要する。

なお、この部分を追加した場合、16歳未満の者に対する追加部分の提供要求行為は、刑法と条例の両方に該当し、刑法が優先的に適用されることになるが、16歳以上18歳未満の者に対する追加部分の提供要求行為は、刑法では処罰されないが、条例により禁止され、このうち条例第56条第３号に該当するものについては、同条同号により処罰されることとなる。

＜考察＞

法務省の見解（※５）及び各委員の意見、府警本部のヒアリング内容を踏まえ、以下の意見を取りまとめた結果、本部会においては、少なくとも現時点では、条例第42条の２に係る改正を見送ることが適当であるとの意見で一致した。

・16歳及び17歳への「性的な部位（性器等以外）を触る行為にかかる姿態で、わいせつなもの」については、法務省の詳細な法解釈が公表されていないなど、その内容に不明確さがある。また、深刻な被害が確認されていない。

＜今後について＞

刑法第182条第３項に係る法務省の解釈及び同条項に係る被害状況等について注視し、それらの状況を踏まえ、条例改正の要否及び対応等について、引き続き検討を要する。

＜参考：各委員の意見＞

・本条例の保護対象者である青少年（18歳未満の者）を保護する観点から、「児童ポルノ等に該当しない姿態」部分を追加するのが妥当。

・条例第42条の２の新設時、構成要件の明確性等の問題もあり、児童買春等処罰法の児童ポルノの定義に合わせたと記憶している。児童買春等処罰法の姿態の方が狭いのであれば、改正刑法に併せて拡大する方が良いのではないか。刑法で保護されない16歳と17歳を条例で保護すべきである。

※５　刑法第182条第３項に係る法務省の見解

「性的な部位（性器等以外）を触る行為にかかる姿態で、わいせつなもの」とは、着衣のない状態で、性的な部位を触り又は触られる状態のため、性器が隠れているケースが想定される。

立法にあたっては、想定される事実を明文化し、処罰範囲を過不足なく、制定している。同法に係る立件については、事案及びその前後の状況等において、立証できる場合、同法が適用されると考える。

イ　児童買春等処罰法第２条第３項第３号に該当しない姿態への拡大（性的な部位が露出、強調されていない下着姿）

児童買春等処罰法の児童ポルノに当たらない下着姿の要求を禁止することにより、より深刻な性犯罪の未然防止につながることから、条例第42条の２における姿態に下着姿の追加について検討する余地がある。

＜考察＞

・令和元年度特別部会提言において、児童ポルノに該当しない性的画像の提供を求める行為については、裸等の児童ポルノの入手を目的にその要求過程で行われることが多く、１対１のSNS上でのやりとりの中で関係性を構築し、制服や水着、下着、裸等段階的に行われることから、児童ポルノの要求行為を条例で禁止することで、一定の抑止効果があると整理した。

（４）改正の検討の余地があると考えられる条項（２）：条例第56条第３項

第56条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

三　第42条の２の規定に違反した者であって、次のいずれかに該当するもの

イ（略）

ロ　当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を求めた者

ア　「供与の申込み」の追加

青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為（自画撮り要求行為）の処罰規定について、都道府県にアンケートを実施したところ、「供与の申込み」段階で処罰している自治体を確認したことから、「供与の申込み」の追加について検討を要する。

（供与の申込み：あり11件、なし21件（都道府県にアンケート結果Ｒ５.10.６

現在））

＜考察＞

都道府県へのアンケートの結果及び府警本部のヒアリング内容を踏まえ、以下の意見を取りまとめた結果、特別部会においては、条例第56条第３項に「供与の申込み」の追加の必要性はないと考えるに至った。

　・都道府県にアンケート結果によると、「供与の申込み」の記載のある都道府県は、回答数の１／３程度であった。

　　　・現条例で問題はない。

イ　条例第39条第１項第２号及び第56条第３項の性犯罪＜本体行為＞に至る意思の形成・決定に係る「困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段」の要件の有無淫らな性行為及びわいせつな行為（条例第39条）及び性的虐待に係る行為（条例第56条第３項）＜本体行為＞を行う意思の形成・決定に係る要件「威迫し、欺き、若しくは困惑させること」に続く「その他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い」の有無について検討を要する。

＜考察＞

府警本部のヒアリング内容を踏まえ、現条例で問題はなく、特別部会においては条例第56条第３項に「困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段」の追加の必要性はないと考える。

ウ　性犯罪常習者に対する加重処罰の追加

青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為（自画撮り要求行為）の処罰規定について、都道府県にアンケートを実施したところ、常習者に対する罰則規定を設けている自治体を確認したことから、加重処罰の追加について検討を要する。

（常習者に対する罰則：あり１件、なし31件（都道府県にアンケート結果Ｒ５.10.６現在））

＜考察＞

都道府県へのアンケート結果及び府警本部のヒアリング内容を踏まえ、以下の意見を取りまとめた結果、本部会においては、条例第56条第３項に「常習者に対する罰則」の追加の必要はないと考えるに至った。

・都道府県にアンケート結果によると、「常習者に対する罰則」の記載のある都道府県は１件のみであった。

・刑法第57条において、再犯者に対する刑の加重規定がある。

（５）改正を要しないと考えられる条項：条例第39条

条例第39条は、青少年に対し、一定の方法・目的により「性行為又はわいせつな行為を行うこと」を禁止している（違反者には、条例第52条により、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科される）。刑法改正により、条文の改正について検討を要する。

＜考察＞

刑法改正により、強制わいせつ罪・強制性交等罪が不同意わいせつ罪・不同意性交等罪に改められたが、これは原因行為・事由についての改正であり、原因行為・事由の結果として行われる性的行為の文言（「わいせつな行為」、「性交等」）については変更がない（→ 前記２(１)（イ）＊）。したがって、条例第39条の「性行為」、「わいせつな行為」の文言を修正する必要はないと考えられる。

５　今後の方向性

　以上の検討を踏まえれば、青少年に対する児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止及び子どもの性的虐待の記録に係る努力義務に関して、次の対応が必要であると考える。

（１）条例改正

ア　条例第44条第１項第１号

刑法改正による条削除に伴い、刑法との整合性を図るべき。

イ　条例第44条第１項第６号

刑法改正に伴う性交同意年齢の引上げに伴い、刑法との整合性を図るべき。

ウ　条例第44条第１項第７号

（ア）刑法改正に伴う性交同意年齢の引上げに伴い、刑法との整合性を図るべき。

（イ）条例第39条第１項第２号「困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた

不当な手段」の追記により、両条文の整合性を図るべき。

エ　条例第13条第１項第１号及び第２項第１号

強制わいせつ行為及び強姦の文言を、それぞれ不同意わいせつ罪（第176条）の規定に該当する行為、不同意性交等罪（第177条）の規定に該当する行為に改めるべき。

（２）被害防止に向けた取組み

（ア）被害防止に向けた教育・啓発、立入調査、相談機関等の充実・強化

 青少年が性犯罪・性暴力に遭わないためには、事前の防止策が何より重要である。そのため、青少年自身が自らを守るための対策はもちろん、青少年を取り巻く大人が一丸となって対応することが求められている。保護者、事業者、関係機関等が横断的かつ継続して対応していくことが求められる。

【大阪府の取組み内容】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 事業名 | 実施内容 |
| 青少年、保護者等 | ネットプロジェクトの開催 | 中高生のネットリテラシー向上のためのワークショップを開催 |
| ＳＮＳ安全教室の実施 | 小学生に対し、携帯の使い方やインターネットの注意事項の説明等 |
| ＯＳＡＫＡスマホアンケートの実施 | 小中高生に対し、携帯電話やインターネットの利用状況についてアンケートを実施 |
| ターゲティング広告（性犯罪、闇バイト等）の実施 | 性犯罪、闇バイトを誘発するおそれのある書き込みや検索に対して、当該者のＳＮＳの画面上に注意喚起のメッセージを表示（府警連携） |
| 事 業 者 | フィルタリング実施状況調査の実施 | 携帯電話会社にフィルタリングの実施状況の確認 |
| 携帯ショップへの立入調査の実施 | 性犯罪、闇バイトを誘発するおそれのある書き込みや検索に対して、当該者のＳＮＳの画面上に注意喚起のメッセージを表示（府警連携） |
| 夜間立入制限施設への立入調査の実施 | カラオケ店、ネットカフェ、ボーリング場等への立入調査（府警本部、教育庁合同実施） |
| 有害役務営業（ＪＫビジネス）の立入調査の実施 | 風俗営業等への立入調査（府警本部、合同実施） |
| 府警本部主催、カラオケ協会主催セミナー講師派遣 | 大阪府青少年健全育成条例の啓発 |
| 関係機関 | 大阪の子どもを守るネット対策事業実行委員会の開催 | インターネットに関する関係機関において、青少年のインターネットの利用状況や課題を共有し、ネットリテラシーの向上やそれに向けた取組み等について協議 |
| サイバーネットワーク会議への参加 | 子どもを取り巻くインターネットの現状・課題教育委員会、警察、関係機関との連携会議 |
| 広報啓発 | リーフレット・チラシ配布 | インターネットに関する注意喚起等のリーフレットの作成（新中学１年生秋のこどもまんなか月間等にリーフレットの配布） |
| 子ども青少年課Ｘ配信 | 大阪府青少年健全育成条例の啓発 |
| ホームページの掲載 | 大阪府青少年健全育成条例の啓発 |

６　おわりに

　　性犯罪・性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、とりわけ、青少年に対する性犯罪・性暴力は、被害に遭った当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であり、断じて許すことのできない行為である。

今回の特別部会での検討を通じ、警察や教育機関等との連携及び青少年への教育・啓発に関する諸施策の地道な取組みの重要性・必要性を再認識した。

性犯罪等から青少年を守り、青少年が安全に安心して健やかに育つことのできる環境整備を進めることは、我々大人の責務である。そのため、条例改正を行い、青少年に対する性犯罪等の抑止力を強化することが必要である。

今後も、府として性犯罪等のない社会の実現に向けたメッセージを発信し続けることを強く期待する。

■大阪府青少年健全育成審議会　委員名簿　［五十音順］

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 所　属 |
| 大城　亜水  | 神戸常盤大学教育学部こども教育学科講師 |
| 亀岡　智美 | 兵庫県こころのケアセンター副センター長兼研究部長 |
| 小池　繁子 | （特非）とよなかＥＳＤネットワーク副理事長 |
| 曽我部　真裕 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| 竹内　和雄 | 兵庫県立大学環境人間学部教授 |
| 角田　雄三 | 社会福祉法人大阪府衛生会理事 |
| 豊田　兼彦 | 大阪大学大学院法学研究科教授 |
| 西川　瑞穂 | 医療法人瑞月会かく・にしかわ診療所院長 |
| 橋本　光能 | 武庫川女子大学・同短期大学部教学局長・共通教育部教授【会長】 |
| 八山　真由子 | 大阪弁護士会 |
| 加治木　一彦 | 大阪府議会教育常任委員会委員長 |
| 杉江　友介 | 大阪府議会警察危機管理常任委員会委員長 |
| 岡沢　龍一 | 大阪府議会健康福祉常任委員会委員長 |
| 伊藤　廣幸 | （一社）日本フランチャイズチェーン協会顧問 |
| 辻元　達夫 | 西日本遊戯銃防犯懇話会会長 |
| 二村　知子 | 大阪府書店商業組合常務理事 |
| 山田　崇志 | （一社）電気通信事業者協会業務部長 |
| 吉田　仁 | （一社）日本雑誌協会人権・言論特別委員会委員長 |
| 木村　雅昭 | 大阪府立学校長協会 |
| 草島　葉子 | 大阪私立中学校高等学校連合会副会長 |
| 佐古　員規 | （一財）大阪府こども会育成連合会理事長 |
| 前田　栄子 | 日本ボーイスカウト大阪連盟理事長 |
| 𠮷野　友紘 | 大阪府ＰＴＡ協議会副会長兼会長代行 |
| 山木　克則 | 大阪府警察本部生活安全部少年課長 |

■大阪府青少年健全育成審議会 特別部会委員名簿　［五十音順］

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 所　属 |
| 角田　雄三 | 社会福祉法人大阪府衛生会理事 |
| 豊田　兼彦 | 大阪大学大学院法学研究科教授【部会長】 |
| 橋本　光能 | 武庫川女子大学・同短期大学部教学局長・共通教育部教授 |
| 八山　真由子 | 大阪弁護士会 |
| 山田　崇志 | （一社）電気通信事業者協会業務部長 |
| 吉田　　仁 | （一社）日本雑誌協会人権・言論特別委員会委員長 |

■審議経過

【第１回特別部会】令和５年８月22日（火）

議　題　　刑法改正及び撮影罪新設に伴う大阪府青少年健全育成条例の改正の要否等に

ついて

【第２回特別部会】令和５年10月26日（木）

議　題　　刑法改正に伴う大阪府青少年健全育成条例の改正について